

健康保険 あきた 10 2026

職場内で**掲示・回覧**をお願いします！

vol.186

メルマガ・LINE登録募集中

健康保険の最新情報を
毎月無料でお届けします！

メルマガ



LINE



協会けんぽ秋田支部データ

令和8年5月末現在の確定値
()内は対前年同月比

事業所数	16,718社	(94社)
被保険者数	189,269人	(△1,953人)
被扶養者数	88,123人	(△4,904人)
平均標準 報酬月額	270,587円	(6,004円)

【協会けんぽ秋田支部】018(883)1800

令和8年度被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年度の予定

●対象となる方 以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和7年中の課税収入額が130万円(60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は150万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や令和8年4月1日以降に認定された者を除く)

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

●送付期限

令和8年12月11日(金)

●送付時期

令和8年10月下旬から11月中旬(予定)にかけて順次送付いたします。

お問い合わせ 協会けんぽ秋田支部 業務グループ 018-883-1800

令和7年度の実績

被扶養者の解除となった方

約18.8万人

被扶養者の解除により見込まれる
前期高齢者納付金の負担軽減額

約6億円

就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときは、**その都度「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。**

被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出をお願いいたします。

ご協力いただき
誠にありがとうございました



協会けんぽ 全国健康保険協会秋田支部

